

前橋競輪開催事業等
委託事業者募集要項

(公募型プロポーザル)

令和 7 年 7 月

前 橋 市

《目次》

I 事業概要

1 募集の趣旨	1
2 業務名	1
3 実施場所	1
4 業務委託にあたっての基本的な考え方	1
5 委託期間	1

II 業務委託について

1 業務概要	1
2 業務仕様書	2
3 契約について	2

III 応募の手続き

1 応募条件	3
2 留意事項	4
3 事業者選定の流れ	5
4 提案募集スケジュール	5

IV 審査方法等

1 審査方法	7
2 総事業費等	7
3 審査基準	8
4 プレゼンテーション及びヒアリング審査	9
5 審査及び審査結果の通知	9

V その他留意事項

	10
--	----

I 事業概要

1 募集の趣旨

前橋市競輪事業を持続可能なものとし、継続的に収益を確保できるようにすることを目的として、競輪開催業務を包括的に委託する事業者を選定するために、公募型プロポーザル方式により民間事業者のノウハウを活かした提案を広く募集するものである。

2 業務名

前橋競輪開催事業等運営委託業務

3 実施場所

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| (1) 前橋競輪場 | 前橋市岩神町一丁目 2 番 1 号 グリーンドーム前橋 |
| (2) 前橋競輪選手宿舍 | 前橋市総社町二丁目 5 番地 3 |
| (3) 利根西前売サービスセンター | 前橋市大渡町一丁目 2 番地 10 |
| (4) 館林場外競輪車券売場 | 館林市赤生田町 3 4 5 番地 |

4 業務委託にあたっての基本的な考え方

業務委託にあたっては、下記の基本的な考え方に沿って業務を実施するものとする。

- (1) 公正・安全かつ円滑な開催業務運営
- (2) 受託者のノウハウが発揮しやすい運営
 - ① 集客・売上の促進、顧客サービスの向上
 - ② 効率的な運営によるトータルコストの削減
 - ③ 市民に親しまれる競輪場づくり
- (3) 安定的な競輪事業の確立と本市財政への貢献
- (4) 地域における安定的な雇用の維持・確保

5 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日（6 年間）

II 委託業務について

1 業務概要

- (1) 本場開催及び場外発売の総合運営（開催業務）

前橋市自転車競走実施規則（昭和 37 年規則第 29 号）第 6 条で定める開催執務委員のうち、総務委員、投票委員及び場内取締委員としてそれぞれの業務を担当するほか、次の業務を行う。

- ア 車券の発売・払戻に関する業務
- イ トータリゼーターシステムの運用に関する業務
- ウ 映像配信及び場内放送等に関する業務

- エ お客様サービス、イベント等に関する業務
 - オ 場内外の警備、清掃業務
 - カ 従業員の雇用
 - キ 選手賞金等に関する業務（選手賞金の資金調達を除く）
 - ク 医務室、救護室の運用に関する業務（医師の派遣手配を除く）
 - ケ 問い合わせやトラブル、苦情に対する初期対応等
 - コ 選手宿舍の管理・運営
 - サ 開催中の施設・設備の動作確認、障害時の初期対応等
 - シ 開催中の防火・防災対策に関する業務
 - ス その他、競輪開催に関する各種業務の運営統括及び総務業務
- (2) 競輪事業実施のために必要な業務（非開催業務）
- ア 関係機関との調整
 - イ 場外発売に係る他場との連絡調整（協定の締結等）
 - ウ 広告・宣伝企画業務（イベント企画、広告掲載、ホームページ運営等）
 - エ 各種調査・報告事項の処理
 - オ その他、競輪事業実施のために必要な業務
- (3) 競輪場施設・設備等の維持管理（計画的な施設改修を除く。）
- ア I-3 に掲げる全ての施設における 2,000 万円を上限とする施設・設備の修繕
 - イ I-3-(2) 及び(4)に掲げる施設の各種設備の保守点検業務等
- (4) 車券売上の向上、来場者の増加等、施設の有効活用及び地域貢献につながる施策
- 車券売上の向上、来場者の増加、新規顧客の獲得、ファンサービスの拡大、施設の有効活用及び地域貢献につながる実現性の高い施策に関して、次の業務を行う。
- ア 企画・立案（アイデアの創出）
 - イ 具体的な計画の策定（スケジュールリング・資金計画等）
 - ウ 関係機関との調整、各種手続き等
- (5) 新規事業又は事業改良の提案
- 前橋競輪が取り組んだことのない事業や現状のビジネススキームを改良する事業について、次の業務を行う。
- ア 企画・立案（アイデアの創出）
 - イ 具体的な計画の策定（スケジュールリング・資金計画等）
 - ウ 関係機関との調整、各種手続き等
- 各々の業務を履行するにあたっての基本的事項や前提となる諸条件については、別紙「業務に関する基本事項と前提条件」に記載のとおりとする。

2 業務仕様書

参加表明書の受理と引き換えに業務仕様書、基礎資料を紙媒体または電子データで配布する。

3 契約について

委託契約については、「基本契約」と「年次契約」とに分けて契約を行う。

(1) 基本契約

ア 契約締結予定日 令和7年11月以降

イ 契約期間 契約締結日から令和14年3月31日まで（6年間）

※契約締結日から令和8年3月31日までの間を準備期間として、次の業務を行う。

- ① 車券発売払戻機など必要な機材や機器の設置、導入
- ② 必要な人員の確保及び研修の実施
- ③ 開催業務に係る現受託者からの引継ぎ
- ④ その他、前橋市と受託者で協議により定めた事項

※これらに伴う費用は、受託者が負担する。

ウ 主な記載事項

- ① 委託料の額の定義、委託業務の範囲、責任区分など
- ② 委託金額を年次契約書に定めること
- ③ 委託料は概算払いができること
- ④ 制度変更や売上等に大幅な変動が生じた場合の委託料の変更協議

(3) 年次契約

ア 契約締結予定日 当該年度の前年度3月下旬

イ 契約期間 各年度の4月1日から3月31日まで

ウ 主な記載事項

- ① 概算委託料と支払方法
- ② 委託料の積算方法
- ③ 契約保証金
- ④ 開催資金等の取り扱い
- ⑤ 業務内容（仕様書） など

Ⅲ 応募の手続き

1 応募条件

(1) 応募者

本プロポーザルに参加する者は、前橋競輪開催事業等委託事業者募集の趣旨を理解し、本業務に関する能力がある事業者で、次の(2)の条件を満たすものとする。

なお、複数の法人（以下「グループ」という。）による共同応募も可能とするが、次のことに留意すること。

ア 専ら競輪開催業務を遂行できる事業者（以下「代表事業者」という。）とその他の事業者（以下「構成事業者」という。）（以下これらを「構成員」と総称する。）によるものとする。

イ 応募者は、構成員のすべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

ウ 構成員となる者は、代表事業者との間またはすべての構成員との間において、グループとして適正な協定または委託契約等を締結し、市に報告しなければならない。

エ 代表事業者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続及び契約等に係る諸手続を行う。

(2) 応募資格の制限

応募者は、本業務の受託にあたって、以下の条件を満たすこと。グループ構成事業者においても同様とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

イ 自転車競技法施行規則（平成14年9月13日経済産業省令第97号）第3条第2項に該当しない者。

ウ 国税及び地方税を滞納していない者。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にない者。

※上記「エ」を確認するため群馬県警察等に照会を行う場合がある。法人の役員全員の、氏名、生年月日、性別、住所及び役職等の情報を参加表明書に併せて提出することとする。

オ 過去直近3年間に於いて、公営競技に係るトータリゼータ保守を含む開催業務包括委託を履行した実績がある者。

2 留意事項

(1) 費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとするが、原則として提出書類の返却はしない。なお、応募者の提出した書類の著作権に関しては、優先交渉権者の地位を得た時点で市に帰属するものとする。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、情報資産（プログラムを含む各種ソフトウェア等）、電子機器類等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 資料の取扱い

市が提示する書類は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討範囲内であっても、前橋市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または内容を開示することを禁止する。

(5) 複数応募の禁止

1 応募者は1つの提案しか行うことができない。また、グループの場合、1構成員は、他の応募者の構成員となることができない。

(6) 構成員の変更禁止

グループの場合、参加表明書提出後の応募者の構成員変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行い、市がこれを認めたときは、この限りではない。

(7) 提出書類の変更禁止

事務局の指示に基づく場合を除き、提出書類の変更、差し替えは認めない。

(8) 虚偽の記載の禁止

参加表明書または提案書に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。

3 事業者選定の流れ

(1) 最優秀及び優秀提案の選定

本市職員及び有識者で構成する前橋競輪開催事業等委託事業者選定審査会において、提案の中から最優秀提案を1件、優秀提案を数件選定する。

(2) 詳細協議

最優秀提案をした者は「優先交渉権者」となり、契約書の作成に関する諸条件について、市と詳細協議を行う。この場合において、提案した内容が直ちに契約条件となるものではなく、市との詳細協議を行った上で、契約条件を決定するものとする。

(3) 事業者の選定

優先交渉権者との詳細協議の結果、協議が整えば、市は当該優先交渉権者と随意契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、優秀提案を行った次点交渉権者を優先交渉権者に繰り上げ、契約に向けた詳細協議を行うものとする。

(4) 事務局

本提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口 : 前橋市産業経済部公営事業課
住所 : 群馬県前橋市岩神町一丁目2番1号
電話 : (027) 235-2000
FAX : (027) 232-3892
E-mail : mae-keirin@city.maebashi.gunma.jp

4 提案募集スケジュール

(1) 日程

募集要項の告示（前橋市HPにて公開）	令和7年7月 4日（金）
募集要項に関する質問受付	令和7年7月 4日（金）～7月22日（火）
募集要項に関する質問の回答	令和7年8月 1日（金）
現地説明会参加申込書提出期限	令和7年7月10日（木）
現地説明会（館林場外）	令和7年7月14日（月）
現地説明会（前橋、利根西、選手宿舎）	令和7年7月15日（火）
参加表明書及び資格確認書類の受付	令和7年8月 6日（水）
参加資格確認結果及び提案要請書の送付	令和7年8月13日（水）
企画提案書の受付期限	令和7年9月16日（火）
プレゼンテーション	令和7年10月3日（金）（予定）
優先交渉権者の決定及び結果通知	令和7年10月中旬（予定）
事業者との契約	令和7年11月以降

(2) 提案募集の手続き

ア 募集要項等に関する質問受付

本要項及び資料に関する質問は、次のとおり行う。

① 質問の方法

質問は、質問書（様式１号）により、FAXまたは電子メールにより事務局に提出し、事務局へ質問があることを電話連絡することとする。

② 受付期間

令和７年７月４日（金）～７月２２日（火）必着

③ 回答

回答は、令和７年８月１日（金）にFAXまたは電子メールにより一括して対応し、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

イ 現地説明会

本事業の応募予定者を対象に、期日を指定して現地説明会を実施する。

① 館林場外車券売場

日時 令和７年７月１４日（月）１０時～１５時（予定）

集合場所 館林場外車券売場 １階玄関前

② 前橋競輪場、利根西前売サービスセンター、競輪選手宿舎

日時 令和７年７月１５日（火）９時～１５時（予定）

集合場所 日本トーターグリーンドーム前橋１階 グリーンドーム前橋事務所前

③ 申込み

令和７年７月１０日（木）までに、現地説明会参加申込書（様式２号）により、事務局宛てにFAXまたは電子メールにより申し込むこと。申込多数の場合やその他の事由により、日時の変更を指示することがある。

ウ 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書（様式３号）及び資格確認書類（様式４号～７号－２）を事務局宛てに持参または郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は受付期限日までに必着とする。発送後であっても、未着の場合の責任は応募者に帰属するものとし、受付期間内に提出がなかったものとみなす。

提出書類に不備がある場合は受理しない。また、受理後に不備等により再提出が必要と判明した場合は、公営事業課が指定する期日までに再提出することとし、期日までに再提出されない場合は不受理とする。

【受付期限】 令和７年８月６日（水）

【提出書類】 下記のとおり

- ① 参加表明書（様式３号）
- ② 業務に対する考え方（様式４号）
- ③ 応募者に関する調書兼同意書（様式５号）
- ④ 情報の取扱いに関する誓約書（様式６号）
- ⑤ 法人の沿革、組織（パンフレット可）
- ⑥ 定款その他準ずる書類

- ⑦ 法人の登記事項証明書（１か月以内に取得したものであり、履歴事項証明の記載があるもの）
- ⑧ 納税証明書（国税は様式その３の３（最新決算年度確定申告分の消費税及び地方消費税、法人税）、
地方税は都道府県及び市町村の完納証明書）
- ⑨ 直近３か年の財務状況がわかる決算書
- ⑩ グループ構成届出書（様式７号、７号－２）※グループの場合
- ⑪ グループ構成を証する書類 ※グループの場合
（全構成員、または代表事業者と個別構成員事業者との間で締結された「協定書」もしくは「委託契約書」等の写し。原本証明のため、代表事業者が押印のうえ提出すること。）
上記③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨は、代表事業者が構成員のものも含めて提出すること。

エ 企画提案書の提出

応募者は、次により企画提案書を事務局宛てに持参または郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は受付期限日までに必着とする。発送後であっても、未着の場合の責任は応募者に帰属するものとし、受付期間内に提出がなかったものとみなす。

提出書類に不備がある場合は受理しない。また、受理後に不備等により再提出が必要と判明した場合は、公営事業課が指定する期日までに再提出することとし、期日までに再提出されない場合は不受理とする。

【受付期限】 令和７年９月１６日（火）

【提出書類】 下記のとおり

- ① 提案書（様式８号～２４号）
- ② 収支計画書（様式２５号）
- ③ その他資料（必要に応じて）

特に指定されたものを除き、原則としてＡ４判（Ａ３判折込可）とする。

様式、字体は自由とする。

【提出部数】 各１０部

オ 参加表明後に辞退する場合

提案辞退届（様式２６号）を１部、令和７年８月２９日（金）１７時までに事務局に提出すること。

IV 審査方法等

1 審査方法

審査基準に基づいた「前橋競輪開催業務等委託事業者選定審査会」の審査により、優先交渉権者を選定する。内容は、書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング審査とする。

2 総事業費等

本業務に関する委託料は、前橋市営前橋競輪本場開催基本開催分の車券売上額総計（Dokanto!及び共同重勝式発売（五重勝単勝式）の車券売上額を除く。）の２．８％に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額を上限とすること。なお、基本開催以外のその他開催を開催する場合の委託料は、基本開催の委託料を基本とするが、必要に応じて別途協議する。また、場外開催委託

料については、前橋競輪場、館林場外車券売場及び利根西前売サービスセンターの車券売上額の12.0%に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額を上限とすること。上限額を超える提案は、企画内容の如何に関わらず極めて低評価となるほか、超過の程度によっては失格となる場合もある。また、収支計画書（様式25号）により、委託期間における年度ごとの見込み額として、「受託事業者委託料収入（本場・場外別）」、「受託（代表）事業者収支」、前橋市における「一般会計繰出金」及び「施設整備基金積立額」等を算出すること。

3 審査基準

以下のような項目で、提案内容を審査するものとする。

(1) 総合的な考え方

- ア 受託への意欲、熱意が感じられること。
- イ 前橋競輪開催事業の現状、民間委託の趣旨を理解していること。
- ウ 民間委託にあたっての基本的な考え方に合致していること。

(2) 運営組織・執行体制

- ア 受託者としての健全な経営基盤を有していること。
- イ 業務運営に必要な組織、人員が確保されていること。
- ウ 管理責任者及び管理監督体制が明確になっていること。
- エ 市への報告や市からの指示を適正に対応できること。

(3) 危機管理体制とコンプライアンス

- ア お客様の安全管理体制や災害時等緊急時の対策が十分であること。
- イ 管理運営上発生するシステム障害等のリスクや不測の事態に備えた取り組みを行っていること。
- ウ 機密保持の対策や関連法令の遵守が適正に行われていること。

(4) 業務効率化のための方策

- ア 前橋競輪の実情に沿った提案であること。
 - イ 効果的で実現可能性が高い提案であること。
 - ウ 業務の効率化によりお客様の利便性が著しく損なわれていないこと。
- ※個別具体的に施策を示して提案すること。

(5) 売上向上、ファンサービス拡大、新規顧客獲得、来場者増加のための方策

- ア 売上向上に繋がる効果的な提案であること。
- イ 来場者のニーズを的確に捉え、満足度の高い提案となっていること。
- ウ 「持続可能な前橋競輪」のために有効な施策が提案されていること。
- エ 効果的で実現可能性が高い提案であること。

(6) 地域貢献と施設の有効活用につながる方策

- ア 地域貢献やイメージアップにつながる施策が提案されていること。
- イ 多目的施設としての特性を認識して、ニーズやトレンドを踏まえ、グリーンドーム前橋が市民に親しまれる施設としての有効活用策が提案されていること。
- ウ 効果的で実現可能性が高い提案であること。

(7) 新規事業又は事業改良の提案

- ア 前橋市競輪事業の現状の課題や特性を踏まえ、ビジネススキームを改良する事業や新規事業が提案されていること。
- イ 民間企業ならではの画期的な施策が提案されていること。
- ウ 効果的で実現可能性が高い提案であること。

(8) 委託料

- ア 委託料の経済的優位性があること。
- イ 見積根拠が適切であり、業務の実施に支障がないこと。

4 プレゼンテーション及びヒアリング審査

(1) 日時

令和7年10月3日（金）（予定）（詳細な日時等は、別途通知する。）

(2) 場所

前橋市岩神町一丁目2番1号 日本トーターグリーンドーム前橋内 会議室

(3) 実施時間

50分程度（プレゼンテーション約20分、ヒアリング審査約30分）

(4) その他

- ア 出席人数は、1応募者（グループ）につき7名までとする。
- イ 準備、撤収は、審査前後の各10分間に行っていただく。
- ウ プレゼンテーションに必要な機器は、企画提案者において用意すること。
- エ プレゼンテーション及びヒアリングの順番は事務局が指定する。

5 審査及び審査結果の通知

(1) 提案募集審査の流れ

- ア 審査結果に従い、一定水準を満たしたうえで、評価点を最も高く評価した委員の数が最も多い提案を「最優秀提案」とし、提案者を「優先交渉権者」とする。
 - イ 一定水準を満たしたうえで優先交渉権者に次いで優秀と評価された提案（評価点を最も高く評価した委員の数が最優秀提案に次いで多い提案）を「優秀提案」とし、提案者を「次点交渉権者」として順位を付して選出する。
 - ウ 一定水準を満たした提案がない場合、最優秀提案は該当なしとする場合がある。同様に、優秀提案についても1件のみ選定する場合、該当なしとする場合がある。
 - エ 提案が1件の場合であっても、市の要求を満たす提案で優秀と評価された提案があれば、最優秀提案または優秀提案として選定する。
 - オ 評価点を最も高く評価した委員の数が最も多い提案が2以上ある場合は、当該提案にかかる全委員の評価点を合算した評価点合計により最優秀提案を決定する。この場合、全委員の評価点合計が同じ場合は、評価点を最も高く評価した委員の評価点合計が最も高いものを最優秀提案とする。それでも決まらない場合は、全委員の多数決により最優秀提案を決定する。
- 同様に「優秀提案」の選定において最も高く評価した委員の数が等しい提案が2以上ある場合や評価点を最も高く評価した委員が最優秀提案以外にない場合には、当該提案にかかる

全委員の評価点を合算した評価点合計により優秀提案の順位を決定する。この場合、全委員の評価点合計が同じ場合は、評価点を最も高く評価した委員の評価点合計が高いものを上位とする。それでも決まらない場合は、全委員の多数決により順位を決定する。

(2) 審査結果の通知

ア 審査結果は文書で通知する。原則として、電話等による問い合わせには応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

V その他留意事項

(1) 契約締結から委託期間開始前までの間（以下、「準備期間」という。）、継続的な前橋競輪の運営に支障が生じないように細心の注意を払ったうえで事前準備・事務引き継ぎを行うこと。なお、準備期間に要する受託者の経費については、すべて受託者が負担すること。

(2) 委託業務の一部について再委託を行おうとする場合は、市の承認を受けること。なお、再委託先は次の通り留意するとともに、再委託先に対する指揮・監督責任は受託者が負うものとする。

ア 委託業務の一部を再委託する場合、前橋市内業者の受注機会の増大に努めること。

イ 物品の調達等を行おうとする場合、前橋市内業者が製造又は加工した物品の利用促進に努めること。

(3) 企画提案に伴い、委託料の他に別途、前橋市に経費負担が必要となる内容がある場合には、明記して提案すること。

(4) 令和7年度分の時効までの払戻業務については、市及び令和7年度までの競輪開催事業等運営事業者と協議のうえ引き継ぎを行い、責任を持って業務を実施すること。

(5) 館林場外車券売場での競輪以外の公営競技の発売に関する業務は、委託内容に含めない。

(6) その他、予定外の事項が生じた場合には、その都度、市と受託者が協議を行うものとする。

募集に関するお問い合わせ、各種受付先

【 事 務 局 】

〒371-0035

前橋市岩神町一丁目2番1号

前橋市産業経済部公営事業課 担当：大塚、大淵

電話：027-235-2000（直通）

FAX：027-232-3892

メールアドレス：mae-keirin@city.maebashi.gunma.jp